

白岡市 空家バンク 制度のご案内

市では、空家の利活用の取り組みとして、「白岡市空家バンク制度」を開設しています。空家や空き地を所有していて「売りたい」、「貸したい」というかた、空家や空き地をお探しのかたはご連絡ください。

空家バンク制度の主なサービス内容

- ① 所有者・利用希望者の相談・登録受付
- ② 物件の調査
- ③ 物件の情報を市公式ホームページなどで公開
- ④ 所有者と利用希望者の橋渡し

空家バンクを活用しませんか

空家バンクには、令和8年5月末日現在までに8件の物件登録をいただき、売買などが7件成立しています。

空家などを放置しておくと、隣地や道路へ草木が伸びて、近隣や通行人のかたとのトラブルになる場合があります。

悪影響を及ぼす前に、利活用を検討してみませんか。

※建物の状態などにより登録をお断りする場合があります。



登録の方法 (売りたい、貸したい)

登録に必要な書類を環境課に提出すると、市が物件の確認や媒介業者の紹介などの事前調整をします。

その後、現地調査を経て、空家バンクへの登録、媒介業者と媒介契約の締結となります。

登録後は、物件の情報を市公式ホームページで紹介します。



利用の方法 (買いたい、借りたい)

白岡市に定住を希望し、空家などの購入や賃借を希望するかたであれば、どなたでも利用申請ができます。

ずっと住みたい
この場所に



空家バンク制度とは

利活用可能な空家など(空家・空き地)の登録情報を市公式ホームページなどで公開し、橋渡しを行うものです。

契約交渉は、市と協定を締結した宅建協会埼玉支部を通じて選ばれた媒介業者が行います。



問合せ 環境課環境保全担当